

★ 広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則（規則第二号）（医療介護人材課）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、第一看護学科の科目等を変更するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日